



消費生活センター かわら版



●インターネット通販の
トラブルにご用心! (1面)

●防犯機能付き電話機等の
購入費用補助 (3面)

●それ、定期購入ではないですか? (2面)

●体験型ネット通販安全講座 (4面)

●令和6年度 当センターでの相談状況 (3面)

発行元：京田辺市消費生活センター 令和7年8月発行

ご用心!

インターネット通販のトラブルにご用心!

手軽で便利なインターネット通販ですが、
商品が届かない、偽物が届いた、解約が
できないなどのトラブルが多発しています。



事例1 商品が届かない、詐欺的なサイトにご用心!

他のサイトでは売り切れていたスニーカーが販売されていたので申し込み、指定の銀行口座にお金を振り込んだ。商品が届かないので連絡しようとしたが電話番号の記載がなく、メールで通知したが返事がない。

事例2 代金引換配達で支払ったら、偽物だった!

ネットの広告に「今だけ緊急在庫放出」と表示され、欲しかったブランド物の財布が安くなっていた。通販サイトにアクセスし、代金引換配達で申し込んだ。商品が届き宅配業者に代金を支払い商品を見たところ、サイトで見えた画像と異なりブランドの刻印がなく、素材も安っぽく縫い目が粗かった。サイトにメールで連絡したが返事がない。電話番号の表示はなかった。

詐欺的なサイトの特徴

- ❑ 他社では売り切れているのに販売されている。
- ❑ 他社よりも大幅に安い。
- ❑ サイト内の文章に不自然な日本語表記がある。
- ❑ 支払い方法が「代金引換」か「前払いの銀行振込」で、振込の場合、振込先が個人名義になっている。
- ❑ ショップの住所・電話番号・責任者名が書かれていない。

代金引換配達の場合の注意点

- ◎ 代金引換配達で代金を支払ってしまうと、後で商品が「偽物」と分かっていても宅配業者から返金してもらうことは困難です。
- ◎ 支払う前に送り状に記載されている「依頼人」を確認し、申し込んだ販売業者と違う場合は受取拒否をしましょう。

ご用心!

1回限りと思ったら、 また同じ商品が届いた! それ、定期購入ではないですか?

初回限定!

今なら40%OFF!
特別価格!

事例1 1回限りと思ったら、また商品が届いた!

動画サイト等で「解約不要」「定期しぼりなし」という広告を見て、1回だけと思って化粧品を申し込んだら、2回目以降が高額となる定期購入だった。

事例2 解約したいが電話が繋がらない!

動画サイトの広告で「いつでも解約できる」と表示されていた定期購入のしわ取りクリームを注文した。効果を感じられなかったので解約しようと何度も事業者には電話をしたが「混み合っています。お掛け直してください」とガイダンスが流れ、解約手続きができない。



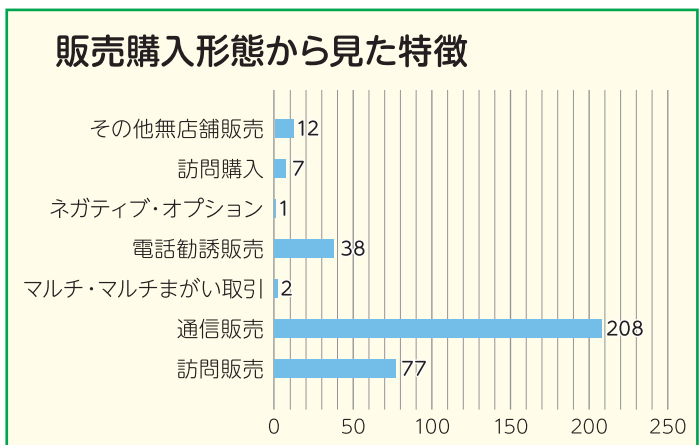
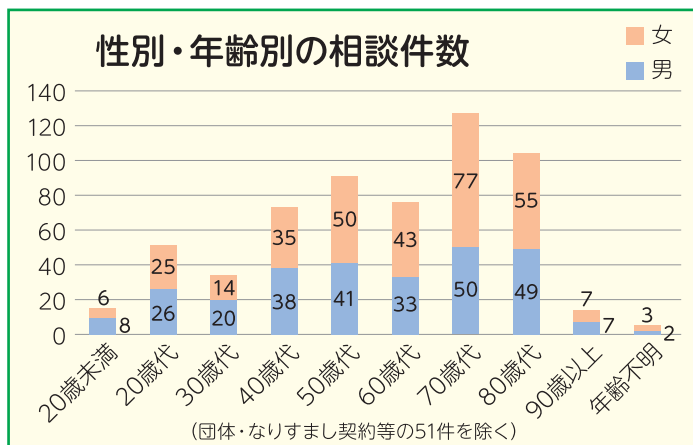
被害防止のポイント

- ★注文する際は、定期購入かどうか、解約条件や方法、事業者の連絡先などをよく確認してください。
- ★「解約不要」などと広告に表示されていても、事業者は「お客様が実際に申し込んだ商品は4回以上のご利用がお約束の定期購入のコースです」と主張するケースがあります。
- ★最初に見た広告や、自分がどのような契約をしたのかがわかる**最終確認画面**を証拠として、スクリーンショットで保存してください。
- ★電話が繋がらない場合、解約できる期間内に何度も電話で解約を申し出ようとした証拠（電話の発信履歴）を残し、解約を申し出ようとしたことを証明できるようにしておきましょう。また、メールで解約の意思を伝えておきましょう。
- ★解約の際の連絡方法として「SNSやアプリで解約の手続きをしてください」と限定してくる事業者もあります。スマートフォンの操作に慣れない方は、事業者が指定する解約方法ができるかどうか、事前によく確かめましょう。



令和6年度 当センターでの相談状況

令和6年度の消費生活センターへの相談件数は640件でした。
令和5年度に比べて83件増加しました。



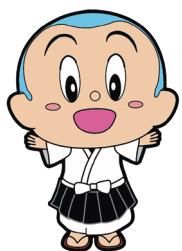
- 年代別では、契約当事者が60歳以上の相談が合計321件（前年比 119.8%）で、全体の半数（50.2%）を占めました。
- 通信販売に関する相談は208件で、どの年代でも一番トラブルの多い取引形態です。そのうちインターネット通販に関する相談は156件でした。

数年前から急増した「定期購入」のトラブルでは、ターゲットが若年層から中高年層に移りつつあります。商品としては、化粧品と健康食品が大半です。有名人の広告を見て信用したり、スマートフォンの小さな画面の中で重要な取引条件を見落とししたり、不慣れな操作が原因でトラブルに巻き込まれています。また、スマホの普及でインターネットを利用した取引が増える中、実在のサイトになりすましたメールやショートメッセージについての相談もありました。

「令和6年度消費生活相談の概要」



防犯機能付き電話機等購入補助金



65歳以上の市民の方に
購入費用の2分の1（上限5,000円）を補助します！

**田辺警察署の実施する補助（2,000円）とWでお得！
子ども世帯と同居の方でも対象です。**

「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「アポ電詐欺」など、特殊詐欺被害のほとんどは、自宅の固定電話に直接出たことがきっかけとなっています。

詐欺被害防止には

予算がなくなり次第終了します。

防犯機能付き電話機が有効です！！

※詳しくは、下記までお問合せください。



**京田辺市消費生活センター（☎64-1319）
田辺警察署（☎63-0110）**

体験型！

ネット通販安全講座

8月10日 受付開始

受講料：無料

実際に、自分のスマートフォンを使って学ぼう！

スマートフォンの普及でインターネット取引の機会が増え、悪質商法がますます巧妙に、身近に迫ってきています。具体的な手口や対処法を知って、トラブルにあわないように備えましょう。

講師：市シルバー人材センター
デジタル推進員

日時・場所：右表のとおり

定員：各回5名

(先着順・2名以上で開講
確定です)

申込方法：

こちらの二次元
フォームから
どうぞ！



① インターネットをブラウザで閲覧する

- ① ニュースを見る
- ② 広告記事と検索情報を見分ける
- ③ あやしいサイトを見分ける
- ④ 「特定商取引法にもとづく表記」を見る
- ⑤ これは便利！「スクリーンショット」

② ニセのメッセージを見破ろう！（SMS）

	日にち	時間	場所
1	9月12日(金)	14時～16時	中央公民館
2	9月26日(金)	14時～16時	北部住民センター
3	10月3日(金)	14時～16時	中部住民センター
4	10月17日(金)	14時～16時	南部まちづくりセンター
5	10月24日(金)	14時～16時	中央公民館
6	10月31日(金)	14時～16時	北部住民センター

出前講座を活用しませんか？

講師料：無料

<メニュー>

- ① あなたは大丈夫？悪質商法にご用心！（一般向け）
- ② 高齢者をねらう悪質商法（見守りの方向け）
- ③ インターネットトラブルあれこれ など

対象は、市民または市内に活動の拠点を置く
10人以上の団体です。区・自治会、老人
クラブ等の地域活動で活用してください。



詳しくは
こちら

一人で悩まず
早めに相談！

京田辺市消費生活センター

☎ 0774-63-1240

(相談専用)

【平日】9時～12時・13時～16時

京田辺市役所3階 産業振興課内

(事務専用) 0774-64-1319

(FAX) 0774-64-1359

